

守山市空き家等対策推進協議会

令和8年2月12日（木）

(1) 守山市空家等対策計画に係る取組と課題について

○令和3年3月 守山市空家等対策計画 策定

・平成27年5月26日「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）が施行

→空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村による空家等対策計画の作成等を定めた。

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村(特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。)による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(空家等対策計画)

第七条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。

本市においても空家等の増加が見込まれる中、空家等の対策については、行政と民間との連携や、様々な法律の組み合わせによる対応が重要であり、空家等に関する対策を体系的にまとめる必要があることから、空家等の適正管理および利活用の促進を目的として、「守山市空家等対策計画」を策定。

1 位置付け 法第6条第1項に規定する「空家等対策計画」

2 対象エリア **守山市全域**

3 計画期間 令和3年度～令和7年度

守山市空家等対策計画【概要版】

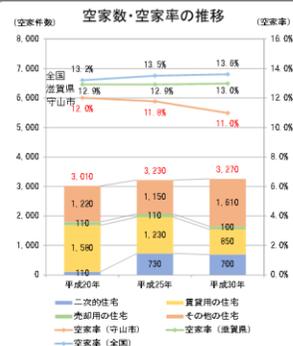
第1章 計画の概要

- 1 目的 空家等の適正管理および利活用の促進を目的として、空家等に関する対策を体系的に示す。
- 2 位置付け 法(※)第6条第1項に規定する「空家等対策計画」
- 3 対象空家等 法(※)第2条第1項に規定する「空家等」
法(※)第2条第2項に規定する「特定空家等」
- 4 対象エリア 守山市全域
- 5 計画期間 令和3年度～令和7年度
- 6 公表 市のホームページ等により公表
(※)空家等対策の推進に関する特別措置法

第2章 空家を取り巻く現状と課題

(1)空家の現状

- ①本市の空家総数は微増傾向。
一方で、住宅総数が増えたことにより、空家率は微減傾向にあり、全国・滋賀県の平均と比較しても低い水準にある。(参照：総務省「住宅・土地統計調査」)
- ②水道の閉栓情報(過去1年以上にわたって使用実績なし)から推計される空家数は371件、市内全域にわたって分布している。(参照：守山市水道閉栓情報)
- ③高齢化率は、令和2年の21.7%に対し、令和22年度は、29.8%まで増加が予測される。



(2)空家の課題

- 今後、高齢化の進展や既存の住宅・建物の老朽化を背景として、後継者のいない家屋が増えることにより、空家等の増加が懸念される。
- 懸念事項を踏まえた、空家等の対策に係る課題は以下のとおり。
- ①所有者に対する意識の啓発
空家等の発生の未然防止のため、多様な発生要因に対して適切な働きかけを行うことが必要。
 - ②適正な管理および利活用
所有者等による、主体的に適切な管理を促すこと、また流通や活用を図ることが重要。
 - ③管理不全な空家等に対する適切な措置
適切な管理が長期間行われていない空家等に対し、法に基づく実効性ある改善指導等を行い、市民の安全・安心の確保が必要。
 - ④空家等に対応する組織の明確化
多様な分野に及ぶ空家等の問題に対応するため、空家等対策を総合的に取り組む組織の構築が必要。

第3章 空家等対策の方針

- (1)空家化の「予防」
現在居住している建物の居住者も対象として、啓発や情報提供を行うとともに、周囲の生活環境に影響を及ぼす空家等の発生抑制に取り組み、安全・安心な住まいの確保に繋げる。
- (2)空家等の「適正管理」
空家等の所有者に対して、空家等の適正管理の必要性や空家等の所有者の責務を周知啓発し、自主的な適正管理を促す。
また、管理不全な空家等については、関係法令に基づく実効性のある改善指導等を行い、管理不全な空家等の解消を推進する。
- (3)空家等の「利活用」
空家等については、流通等により資産としての利活用が期待できることから、利活用可能な空家等の情報の把握に努めるとともに、早期からの流通・利活用の促進策に取り組む。

第4章 空家等対策の基本的施策

- 1 空家化の「予防」および「実態把握」
 - (1)空家にしないための啓発や情報提供
・市広報・HP等を活用した所有者等の問題意識の醸成や啓発活動
 - (2)空家等の管理についての相談体制の構築
・空家等の所有者等が相談しやすい環境づくり
・相続登記の周知・啓発を図る等、空家等管理の徹底
 - (3)空家等に関する実態調査
・現地確認による空家等の実態・意向調査の把握・情報管理
 - (4)木造住宅耐震等改修補助の実施
・木造住宅の耐震改修工事および除却に対する費用の一部を負担
- 2 空家等の「適正管理」
 - (1)所有者等による主体的な適正管理の促進
・空家等の適正管理の周知、市広報・HPによる情報提供
 - (2)管理不全な状態の空家等に対する指導等
・管理不全な状態の空家等に対する指導等による早期解決
 - (3)特定空家等に対する措置
・特定空家等に対する指針の内容に基づく適正な対応・措置
・国の補助金を活用した特定空家等の除却に対する支援の検討
- 3 空家等の「利活用」
 - (1)「守山市空き家情報バンク」の利用促進
・「守山市空き家情報バンク」の利用促進
・子育て世帯が入居する際のリフォーム費用に係る支援の検討
 - (2)空家等の利活用にかかる支援策の拡充
・国の補助金を活用しながら、対象区域等の補助要件について検討を行い、支援策の拡充を図る
 - (3)空家等を除却した跡地の利活用
・国の補助金を活用しながら、空家等の除却に対する支援を検討するとともに、空家等を除去した跡地を、地域コミュニティの活性化等への活用を図るための仕組みを検討
 - (4)リノベーションまちづくりの取組
・官民が連携したリノベーションまちづくりによる起業・創業や就労の場づくりを進め、まちの利便性を享受しながら魅力的な生活や就労ができる拠点区域となるよう、国の補助金を活用した空家等の利活用の促進を図る取組の検討

第5章 空家等対策を推進するための連携体制

- 1 空家等に関する相談への対応
庁内に相談窓口を設置し、内容に応じて各部署が情報および問題を共有することにより、連携して課題解決に向けた取組を進める。

庁内の連携体制と役割

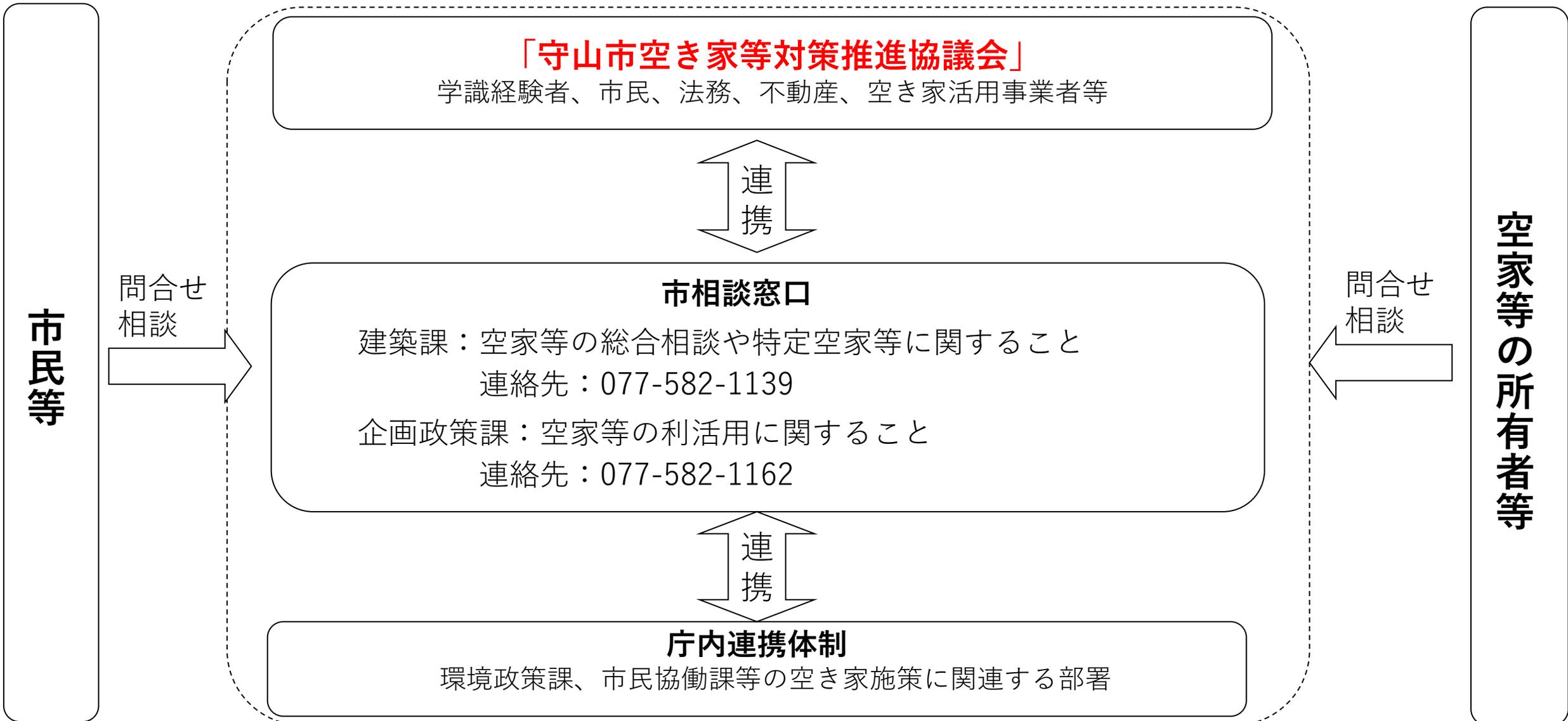
担当部署	役割
建築課	・空家等の総合相談に関すること ・特定空家等に対する措置に関すること
企画政策課	・空家等の利活用に関すること ・空き家情報バンクに関すること
危機管理課	・防災、防犯に関すること
税務課	・空家等の所有者の税情報提供に関すること ・特定空家等の税法上の取扱いに関すること
納税課、市民課 経営総務課	・空家等の所有者情報の提供に関すること
環境政策課	・空き地の適正な管理指導ほか生活環境の保全に関すること
ごみ減量推進課	・一般廃棄物に関すること
市民協働課	・自治会等地域住民からの情報提供や相談に関すること
土木管理課	・市道および河川の管理に関すること
都市計画・交通政策課	・地区計画に関すること
財政課	・空家等対策の予算措置に関すること
全課共通	・空家等対策の情報収集に関すること

- 2 関係機関との連携体制
法第4条の規定に基づく市の責務を果たすため、学識経験者、市民、法務、不動産、福祉等により構成する「守山市空家等対策推進協議会」を設置し、空家等の適正な管理および利活用に関する事項や計画の見直し等の事項について協議を行う。

第6章 計画の進行管理

- 1 計画の進行管理
・社会経済情勢の変化や市内の現状を踏まえつつ、PDCAサイクルの視点のもとで進行管理を行う。
・専門家団体や庁内関係等の連携・情報共有を維持・充実する。
- 2 計画見直しの考え方
・各種対策の進捗状況を踏まえつつ、社会経済情勢や新たな法律等の制定の動向等を見据え、適切な見直しを行う。

空き家対策推進のための連携体制



高齢化の進展等を背景として空家等が増加が予想されることから、管理が不全な状態にならないよう、空家化の予防対策や適正管理や利活用を進めるために、各段階で有効な対策を実践。

空家問題は、周辺的生活環境や景観に影響を与え、地域社会全体の問題であることから、空家等の所有者、市民、事業者、市等、地域社会に関わる主体が相互に連携して、多方面からの取組を進める。

① 空家化の「予防」

現在居住している建物の居住者も対象として、啓発や情報提供を行うとともに、周囲の生活環境に影響を及ぼす空家等の発生抑制に取り組み、安全・安心な住まいの確保に繋げる。

② 空家等の「適正管理」

空家等の所有者に対して、空家等の適正管理の必要性や空家等の所有者の責務を周知啓発し、自主的な適正管理を促す。

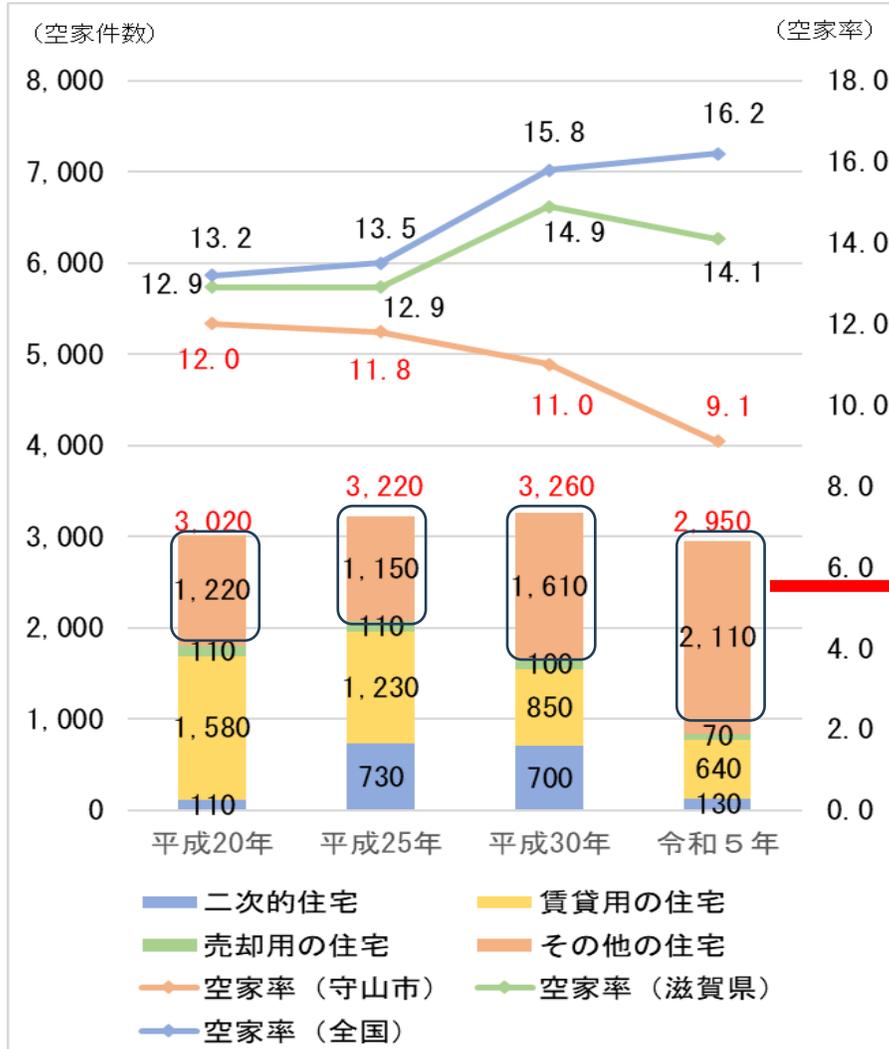
また、管理不全な空家等については、関係法令に基づく実効性のある改善指導等を行い、管理不全な空家等の解消を推進する。

③ 空家等の「利活用」

空家等については、流通等により資産としての利活用が期待できることから、利活用可能な空家等の情報の把握に努めるとともに、早期からの流通・利活用の促進策に取り組む。

守山市の空き家数・空き家率の推移

① 空き家数・空き家率の推移 (参照：総務省「住宅・土地統計調査」)



別荘等の二次的住宅や賃貸用または売却用の住宅を除いた「**その他の住宅**」が**増加傾向**にあります。

② 学区別の空家数 (単位：件)

	R5	R6	R7
守山	89	94	92
吉身	75	79	83
小津	28	32	28
玉津	37	42	40
河西	57	62	57
速野	82	91	92
中洲	18	27	35
計	386	427	427

② 水道の閉栓情報 (過去1年以上にわたって使用実績なし) から推計される令和7年度10月時点の空家数は、427件。上表より、空家は市内全域に分布していることが分かる。(参照：守山市水道閉栓情報〔毎年10月に調査実施〕)

(1) 守山市空き家活用推進補助金

■ 補助金の目的

市内における空き家の活用を図ることにより、住環境および景観の悪化を未然に防止し、もって地域コミュニティの維持および活性化を図る

■ 補助対象

地域コミュニティの維持および活性化に資することを目的とした以下の用途に使用するもの

- ・ 地域活性化に資する観光交流施設
- ・ 子育て支援および高齢者の居場所づくりに資する施設
- ・ 自治会等の活動拠点および多世代交流施設
- ・ 共同仕事場(複数の利用者が、各々の独立した仕事を共同で利用する場)に資する施設

■ 補助率

対象経費の2/3 (上限額400万円)

■ 活用実績

年度	令和6年度	令和7年度
活用件数	1	0

(1) 守山市空き家活用推進補助金（令和6年度活用事例）

子どもから高齢者まで、多世代が交流することを目的に、市街地の空き家を個人が借り上げ、改修。カフェを併設した地域交流の場としてのレンタルスペース、オルタナティブスクール等として活用し、利用者間の交流を促進する。



改修前

改修後

(2) 木造住宅耐震改修等の補助

旧耐震基準（昭和56年5月以前に建築）の木造住宅



耐震改修

（無料）耐震診断＋補強案（概算費用）作成

（診断の結果）倒壊する可能性が高い



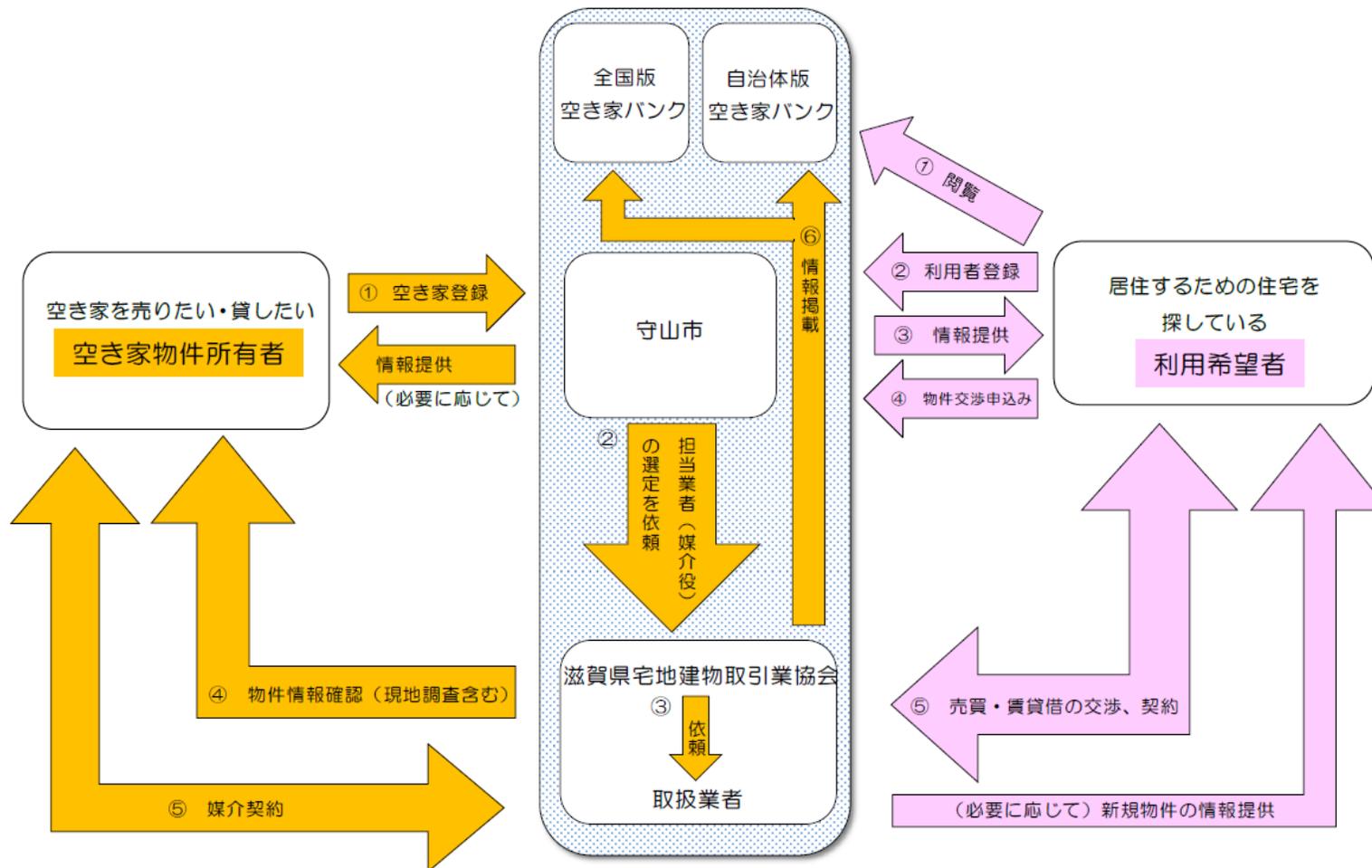
除却

耐震改修工事費区分		50万円超～100万円以下	100万円超～200万円以下	200万円超～300万円以下	300万円超～
基本補助額		25万円	50万円	75万円	100万円
加算項目	居住者に高齢者(満65歳以上の方)を含む	+ 5万円	+ 5万円	+ 10万円	+ 20万円
	高齢者のみの世帯	-	+ 5万円	+ 10万円	+ 10万円
	設計・施工・監理が市内業者のみ	+ 5万円	+ 5万円	+ 10万円	+ 10万円
	緊急輸送道路等沿いの住宅で一定の条件を備える	-	+ 5万円	+ 10万円	+ 10万円
	避難経路バリアフリー化	-	20% (上限5万円)	20% (上限10万円)	20% (上限10万円)
	子育て世帯（居住者に中学生までの子を含む）	-	+ 5万円	+ 10万円	+ 10万円
	内覧会の開催	-	+ 5万円	+ 10万円	+ 10万円
最大補助額		35万円	80万円	135万円	170万円
過去3年間の実績		令和5年度（5件）、令和6年度（3件）、令和7年度（4件）			

除却工事費区分	50万円超～100万円以下	100万円超～200万円以下	200万円超～300万円以下	300万円超～
基本補助額	10万円	20万円	40万円	60万円
過去3年間の実績	令和5年度（1件） 令和6年度（3件） 令和7年度（2件）			

(3) 空き家バンク制度について

守山市空き家情報バンクスキーム図



(4) 空家等管理活用支援法人の指定

○空家等管理活用支援法人について

空き家の適切な管理や有効活用を促進するため、市町村が指定する法人のこと。
令和5年に改正された「空家等対策の推進に関する特別措置法」によって創設された制度であり、これを受けて、令和6年10月に次の法人を「守山市空家等管理活用支援法人」に指定

【参考】支援法人の業務（法第24条 参考）

- ①空家等の管理または活用の方法に関する情報の提供または相談支援
- ②空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理または活用のため必要な事業または事務
- ③委託に基づき、空家等の所有者等の探索
- ④空家等の管理または活用に関する調査研究
- ⑤空家等の管理または活用に関する普及啓発
- ⑥その他必要な事業または事務

○指定法人

名称：一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会
住所：東京都千代田区内幸町一丁目3番1号
支部：滋賀県守山支部（滋賀県守山市小島町 1562）

○委託業務

令和7年6月から空き家の実態調査とセミナー・相談会の実施を委託



(5) 空き家勉強会・相談会（モデル自治会：7自治会）

自治会名等	勉強会	個別相談会
杉江	20人	0人
今浜	9人	2人
木浜	34人	0人
赤野井	28人	3人
矢島	4人	0人
幸津川	4人	2人
三宅稲葉	2月20日	2月20日
市役所	14人	5人
エコパーク	3人	3人

木浜自治会住民の皆さま向け
 (※木浜町に空き家を所有されている方を含む) **無料**

企画：木浜自治会
 主催：【守山市指定 空家等管理活用支援法人】(守山市の委託を受けて実施)
 全国空き家アドバイザー協議会滋賀県守山支部

今から備える 空き家予防の勉強会&個別相談会

将来空き家になる可能性のある方や、
 漠然とした不安を持たれている方に向けて、
 わかりやすい内容でお届けいたします。
 空き家を所有している方も参加くださいませ。

(内容)・そもそも空き家とは？
 ・空き家の法律や相続税について
 ・次の世代が困るポイント
 ・今確認しておくこと

日時
 1回目 令和7年12月4日(木)
 2回目 令和7年12月7日(日)
 勉強会 18時～19時 ※両日とも同じ内容
 個別相談会 19時10分～20時
 個別相談会は要予約制、当日は3枠準備しております。
 ご予約は裏ページをご覧ください。後日相談可。

場所 木浜町公民館 2階大ホール

予約・お問合せ先は、お電話/FAX/QRコードよりお待ちしております。
 事務局：(一社)古民家再生協会滋賀南 担当：田村まで
 メールアドレス/info@shiga-akiya.net

077-596-5335



守山市指定法人(空き家等管理活用支援法人)実施講座 三宅稲葉自治会 協力事業

家族が困らないために。今、知っておきたい「安心」の準備。

家族が困るポイント
 税金が6倍になる!!!

やさしく学ぶシリーズ「相続と遺言」講座編

今回の特別企画 /
司法書士が、わかりやすく解説します!

「相続人」って誰？ 「遺言書」は必要？
 順位はどうなるの？ どうやって書くの？

【日 時】 令和8年2月20日(金) ①午前10時～11時 ②午前11時～12時
 【会 場】 三宅稲葉自治会館
 【参加費】 無料 事前予約者のみ個別相談有

主催/問合せ先：
 (一社)全国空き家アドバイザー協議会滋賀県守山支部 **077-596-5335**

個別相談をご希望の方は事前予約のためお電話ください。



(6) 空き家実態調査（モデル自治会：7自治会）

（調査日） 住宅戸数：令和8年1月（税務課抽出データ）

※住宅用途のみ

空家戸数：令和7年度空き家調査（支援法人委託）

	自治会名	戸数	空家戸数	空家率(戸数)	単身高齢者
R6年度 実証実験	杉江自治会	224	13	5.8%	7
	今浜自治会	345	24	7.0%	18
R7年度 空家調査	木浜自治会	593	35	5.9%	24
	幸津川自治会	377	16	4.2%	27
	赤野井自治会	537	36	6.7%	34
	矢島自治会	556	29	5.2%	29
	三宅稲葉自治会	127	4	3.1%	—
	合計	2,759	157	5.7%	139



■所有者の責任感の希薄化

- 遠隔地に居住している所有者や、相続で受け継いだ所有者の中には、空き家に対する管理責任の意識が希薄な場合がある。

■所有者特定と連絡の困難さ

- 空き家の所有者が市外に居住している、あるいはすでに亡くなっているなど、所有者の特定や連絡が困難な場合がある。
- 相続登記が未了のまま放置される等、所有権が不明確になっている。

■管理不全な空き家の増加

- 老朽化が進み、倒壊の危険性や衛生上の問題を抱える空き家が増加している。

■単身・高齢者のみ世帯の増加

- 単身高齢者等、今後空き家になる可能性がある家屋が多く潜在している。

■利活用へのハードルの高さ

- 市街化調整区域においては、法令上の規制や狭隘な道路等により、処分や利活用が進みにくい。
- 空き家バンク制度の利用促進が進んでいない。

■費用負担の問題

- 所有者自身も経済的な理由から空き家の管理や解体に踏み切れないケースがある。

■地域住民の理解と協力

- 空き家問題解決には地域住民の理解と協力が不可欠だが、プライバシーの問題などもあり、介入が難しい場合がある。
- 地域と連携し、きめ細やかな相談対応やマッチング支援を行う体制の強化が求められる。

■市の相談窓口の明確化

- 市民に分かりやすい体制となるよう、市の組織体制について検討が必要。

(2)第2期守山市空家等対策計画の策定に向けて

守山市長期ビジョン2035

令和17年（2035年）の目標人口 **88,000人**



2035年 約88,000人

をピークに、その後、

「人口減少局面」を迎えることが予測される。

22 快適な都市基盤の整備

行政項目 | 都市計画、都市景観、住宅・宅地、道路、河川、上下水道

- 快適で秩序ある都市環境づくりのために、都市景観に配慮した計画的な市街地整備、住環境整備、道路整備などの事業を推進します。また、緩やかな人口増加を継続するため、都市計画制度の見直しや、年々増加する空き家の利活用の促進や相談体制の充実を図ります。

今が時代の転換点であることを認識し
サステナブルなまちづくりを進める

■市街化区域

→市場における不動産の流通を基本、管理不全空家等への指導

■市街化調整区域

→モデル自治会への重点的支援、効果検証、管理不全空家等への指導
モデル自治会において、自治会および空家等管理支援法人と連携し、
空き家調査に基づき、空き家の所有者へアプローチ。
空き家の予防と利活用の前提となる適正管理に向け、重点的に支援。

令和8年度の実施（次ページ）の効果検証と並行して、次期計画を策定



現在の計画を1年延伸

取扱注意

2月13日開催の定例
記者会見資料

住宅のフェーズごとに応じた総合的な空き家対策を推進するため、空家等管理活用支援法人と連携し、**空家化の「予防」、空家等の「適正管理」、空家等の「利活用」**に取り組みます。特に空家等の利活用が進みにくい、**市街化調整区域のモデル自治会（7自治会）**において、**自治会と連携する中、重点的に取組を進めます**。また、守山市長期ビジョン2035に掲げる目標人口（88,000人：2035年）の達成に向け、空家等の既存住宅ストックの有効活用を図ります。

（新）第2期守山市空家等対策計画の策定 193千円

第1期計画の取組み成果を踏まえ、守山市空家等対策推進協議会で議論し、**第2期守山市空家等対策計画（令和9年度～令和13年度）**を策定します。※令和8年12月策定予定

（拡充）空家等管理活用支援業務 1,200千円

市街化調整区域のモデル自治会において、空家等管理活用支援法人と連携する中、**現況調査に基づき、空き家所有者等へアプローチ。個別相談にも対応可。空家化の「予防」、空家等の「適正管理」、空家等の「利活用」**を図ります。

（新）空き家エンディングノートの作成

281千円

空き家エンディングノートを作成し、空家の勉強会や個別相談において活用。空き家所有者に対し、**空家化の「予防」、空家等の「適正管理」**に向けた意識の啓発を図ります。

（新）空き家等家財処分費補助金 300千円

モデル自治会において、自治会が空家等管理活用支援法人と連携して**空家等の「利活用」**を図る場合、**家財処分費用**に対して補助を行う。

補助率 1/2 上限 100千円

空き家活用推進補助金 4,000千円

地域コミュニティの活性化等に資する空き家改修に対して補助を行い、**空家等の「利活用」**と地域の活性化を促進します。

補助率 2/3 上限 4,000千円

(1) 計画期間の一年延伸

第1章「5. 計画の期間」を変更します。

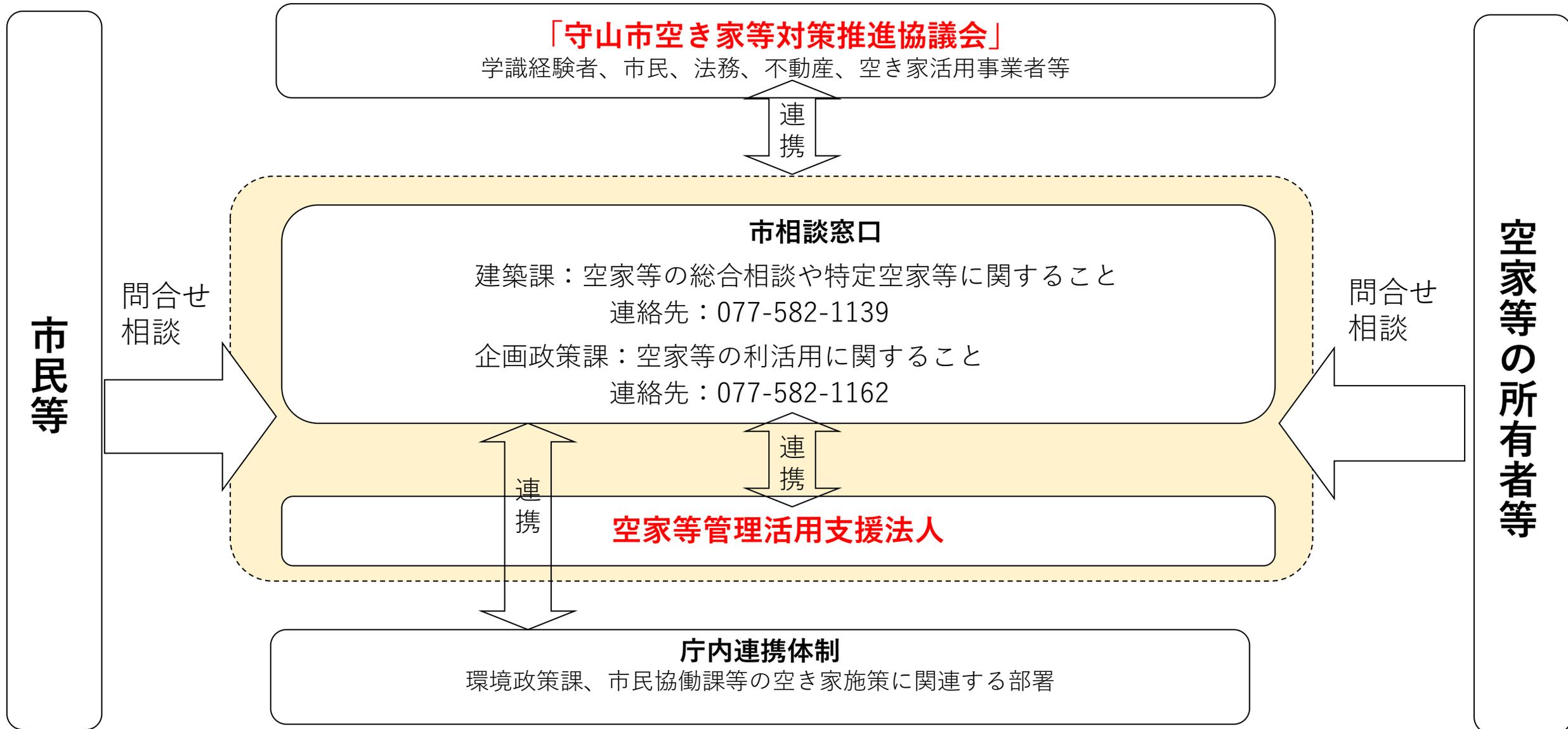
現行	改定後																														
<p>5 計画の期間【国指針2：計画期間】</p> <p>本計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。ただし、計画期間中であっても、社会情勢の変化や施策の効果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。</p> <p style="text-align: center;">関連計画の目標年</p> <table border="1" data-bbox="84 829 1223 1146"> <thead> <tr> <th>関連計画</th> <th>計画初年度</th> <th>目標年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5次守山市総合計画</td> <td>平成23年度（2011年）</td> <td>令和7年度（2025年）</td> </tr> <tr> <td>守山市国土強靱化地域計画</td> <td>令和2年度（2020年）</td> <td>令和6年度（2024年）</td> </tr> <tr> <td>第2期守山市まち・ひと・しごと創生総合戦略</td> <td>令和2年度（2020年）</td> <td>令和6年度（2024年）</td> </tr> <tr> <td>守山市空家等対策計画</td> <td>令和3年度（2021年）</td> <td>令和7年度（2025年）</td> </tr> </tbody> </table>	関連計画	計画初年度	目標年	第5次守山市総合計画	平成23年度（2011年）	令和7年度（2025年）	守山市国土強靱化地域計画	令和2年度（2020年）	令和6年度（2024年）	第2期守山市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和2年度（2020年）	令和6年度（2024年）	守山市空家等対策計画	令和3年度（2021年）	令和7年度（2025年）	<p>5 計画の期間【国指針2：計画期間】</p> <p>本計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）までの6年間とします。ただし、計画期間中であっても、社会情勢の変化や施策の効果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。</p> <p style="text-align: center;">関連計画の目標年</p> <table border="1" data-bbox="1307 832 2471 1149"> <thead> <tr> <th>関連計画</th> <th>計画初年度</th> <th>目標年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>守山市長期ビジョン2035</td> <td>平成8年度（2026年）</td> <td>令和17年度（2035年）</td> </tr> <tr> <td>守山市国土強靱化地域計画</td> <td>令和7年度（2025年）</td> <td>令和11年度（2029年）</td> </tr> <tr> <td>第3期守山市まち・ひと・しごと創生総合戦略</td> <td>令和8年度（2026年）</td> <td>令和12年度（2030年）</td> </tr> <tr> <td>守山市空家等対策計画</td> <td>令和3年度（2021年）</td> <td>令和8年度（2026年）</td> </tr> </tbody> </table>	関連計画	計画初年度	目標年	守山市長期ビジョン2035	平成8年度（2026年）	令和17年度（2035年）	守山市国土強靱化地域計画	令和7年度（2025年）	令和11年度（2029年）	第3期守山市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和8年度（2026年）	令和12年度（2030年）	守山市空家等対策計画	令和3年度（2021年）	令和8年度（2026年）
関連計画	計画初年度	目標年																													
第5次守山市総合計画	平成23年度（2011年）	令和7年度（2025年）																													
守山市国土強靱化地域計画	令和2年度（2020年）	令和6年度（2024年）																													
第2期守山市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和2年度（2020年）	令和6年度（2024年）																													
守山市空家等対策計画	令和3年度（2021年）	令和7年度（2025年）																													
関連計画	計画初年度	目標年																													
守山市長期ビジョン2035	平成8年度（2026年）	令和17年度（2035年）																													
守山市国土強靱化地域計画	令和7年度（2025年）	令和11年度（2029年）																													
第3期守山市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和8年度（2026年）	令和12年度（2030年）																													
守山市空家等対策計画	令和3年度（2021年）	令和8年度（2026年）																													

(2) 「空家等管理活用支援法人との連携体制」を追加

第5章「空家対策を推進するための連携体制」に、支援法人との連携体制を追加します。

現行	改定後
※規定なし	<p>2 空家等管理活用支援法人との連携体制</p> <p>令和5年の法改正により、空家等の活用や管理に積極的に取り組むNPO法人等を市町村が空家等管理活用支援法人として指定できる制度が創設されました。</p> <p>本市では、法23条に基づき、法24条に規定される普及啓発、所有者探索、相談対応等の業務について次の法人の指定を行い、官民連携のもと空き家対策に取り組んでいます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>【守山市空家等管理活用支援法人】 名 称：一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会 住 所：東京都千代田区内幸町一丁目3番1号 支 部：滋賀県守山支部（守山市小島町1562） 期 間：令和6年10月18日から令和9年10月17日まで</p></div>

空き家対策推進のための連携体制



		令和8年度											
令和8年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
空き家等対策推進協議会		● 第1回			● 第2回			● 第3回					
		・課題等の整理 ・骨子案			・素案			・最終案					
空家等対策計画		骨子案			素案			最終案	策定				